

部分林制度の史的研究(3) : 南部, 津軽両藩制度の比較

塩谷, 勉

<https://doi.org/10.15017/14948>

出版情報 : 九州大学農学部演習林報告. 22, pp.1-29, 1953-12-30. 九州大学農学部附属演習林
バージョン :
権利関係 :



部分林制度の史的研究(3)

— 南部、津軽両藩制度の比較 —

塩 谷 勉

Tsutomu SHIOYA: Historical Studies on the System of Profit-Sharing
Forest (No. 3)—Comparison between the System in
Nambu-Clan and that in Tsugaru-Clan

目 次

序 説	11 跡 地
1 名 称	12 部分林以外の造林活動
2 時 期	13 明治新制度への移行
3 契 機	(1) 官私未定山と取分林
4 士 地	試植林
5 造 林 者	(2) 試植林と仕立見継山
6 樹 種	(3) 漆仕立山の其後
7 成 立	(4) 無願植樹
8 保 護 管 理	(5) 官地民木林
9 分 収 部 合	Résumé
10 分 収 方 法	[Supplement]

序 説

東北地方特に青森県は、南九州に次いで部分林の最も多い地方である。それが藩政時代の林野の制度や慣行に根ざした事実であることは否定出来ない。

青森県はその藩政時代の領分関係に於て、略々十和田湖の線で東西に両分されていた。下北半島を持つ東半は南部藩(盛岡藩)に属し、津軽半島を擁する西半が津軽藩(弘前藩)であつた。寒冷にして山がちの辺境に位置した両藩が営農条件にも恵まれず、林産方面に殖産興業の意を致したことは察するに難くないが、両者の林政上の制度や採った施策は相当異なるものがあつた。

こゝに採上げた部分林関係についても然りである。明治林業史要は、¹⁾ 藩政時代に於ける部分林で維新後部分林となつたものとして、南部藩には「取分林」を挙げているが、津軽藩には挙げていない。然るに続いて、「収益分収の慣行無かつた山林に対し

て維新後部分林の取扱を為したもの」として、南部藩では「未定山」、津軽藩では「試植林」というのを出しているが、両者の内容は後述する如く夫々異つてあり、又旧慣のなす処いろいろ込み入つた性質のものである。

こゝで両藩部分林の比較を試みるに当つて、南部藩では取分林を中心にして行く事に異論は無いが、津軽藩ではそれに対抗し得る制度を指摘出来ないのである。併し東北諸藩には南部藩は申すに及ばず、秋田でも仙台でも、庄内、会津、相馬等殆ど例外無く存じた（南九州諸藩でも然り）部分林の關係が、全然無かつたとは考えられない。それは察するに類似の諸制度の規模の小さいものが幾つかあつて、それらの機能で造林への藩の意図が一応果されていた為、一の顕著な制度に集約されて発達しなかつたのではあるまいか。それらの諸制度の中こゝでは「仕立見継山」と「漆仕立山」との二つを中心にして、南部藩の取分林と比較論述していきたいと思う。

前者は収獲分収という事実の伴わなかつたことからして部分林關係とは言えないが、その他の点で部分林に類似している事（従つて一種の部分林とする説さえある²⁾）、当時相当汎行されていた事、それと共に明治から今に至つての所謂「官地民木林」の重要部分を占めるものとして、国有林地元施策上に大きな問題を残して来ている事、などを理由とする。後者の漆仕立山は分収を伴つた点では明かに部分林であるが、樹種が漆のみであるから一般的ではない。尙類似諸制度と言つたのは「試仕立山」や「建山（立山、館山）」などもあるからであつて、これらについても当然後節に於て触れる機会を持ちたいと思う。

1) 松波秀実 明治林業史要 大正 7 年 272—274 頁

2) 大日本山林会帝国森林会編 林業辞典 昭和 8 年 223 頁

1. 名 称

南部藩では取分林（トリフケバヤシ）と称し「取分ける」即ち分収ということを表示している。仙台藩の売分山や高知藩の植分杉などと同じカテゴリーである。津軽藩の仕立見継山（シタテミツギヤマ）は林を仕立て、見継ぐ即ち保護管理することだけを示す。分収を伴う漆仕立山（ウルシシタテヤマ）でも、仕立てることだけで分収關係を名に表わさぬ。幾つかの藩に見られる植立林などゝと同類型に属する。

2. 時 期

南部藩では藩と植付者との一定割合による取分け 即ち 分収の事実があつた事は元

祿、宝永特に宝永年代には確かに認められる処であるが、制度としての確立は正徳2年12月と見るべきであろう。藩の御勘定所から御代官に対する「諸木植立申渡書」に明かである³⁾。一説には「旧記によれば寛政6年に部分木の制を定め」たともあるが⁴⁾、これは後述の如く取分証文交付を植立後3ヶ年とした年の誤解らしい。

津軽藩の仕立見継山はそれより古く天和中に創まるというが⁵⁾、漆仕立山は大分後れて寛政年代とされる⁶⁾。尙仕立見継山と同様の性質を持つた建山は既に寛永年中から行われたという。

3) 日本林制史資料 南部藩 39 頁, 40 頁, 63 頁

4) 青森営林局資料 国有林野沿革(高木護明氏手控)の中「部分林分収歩合の差別、起源及其の所在地方」

5) 山林沿革史 巻之二 旧弘前藩

6) 文献 4) の中「青森県下津軽郡漆仕立山官私区分の一斑(明治14年2月青森県令稟申、同15年4月内務卿指令)」

3. 契 機

南部藩では前出「正徳二年諸木植立申渡書」によると、年毎に里山を伐尽し、御城下から遠村まで炭薪が殊の外不自由になつたから農業経営も困難になつてきた。飼草、燃料、用材が不足しては衰微の因になる、とて百姓に植立を勤め、5分の取分のことを示している。又別して漆は植立てゝおけば百姓共後々相続の助けにもなるぞ、などと言つてゐる。

津軽藩では天和の頃は恰も名君の誉のあつた津軽信政公の治世で、殖産興業殊に干拓、治水などに力を入れられ、又屏風山の植栽が行われた時である。仕立見継山は信政公の林政の一翼を担つたものと察せられ、屏風山造成にも大きな力になつた。漆仕立山も殖産興隆の為、藩内に漆樹の増植を奨励しようとしてこの制度が生れた。

4. 土 地

取分林の土地は大部分は御山 即ち 藩の占有地が対象であつた。併し藩民の占有地もあつたであろう事は想像される。前出「申渡書」の一節にこういう規定がある。即ち草木の刈取も出来ぬ山畑、明き山等に用木を植立てずに放置する者あれば、その土地を没収し他の百姓にやり、その者に植栽させる。そしてたとえ屋敷内でも杉檜漆は5分5分であると。個人有地も対象になつたことがこれで分る。

又文化14年6月の「御取分杉木数書上之覚」や享保4年4月の「諸山立林に關す

る被仰出」に見ても、居久根（住宅の接続地の樹林で当然私有と見られる所）や山野（村民が飼料用の草、茅、薪などを採取する場所で、村の入会地）にも取分の規定が適用されたことは明かである⁷⁾。併しこの件については明治に入つて次の様な事があつた。南部藩領の官私未定山処理にからみ、青森県は、「私有地の持主が植付けて取分の関係にあつた場合がある」と主張し、時の山林局長は「該山地果して人民の私有地なれば其地に苗木を栽培して取分証書の下附を受くべき筈無之」と言つてゐる⁸⁾。取分証書の伴わぬものは屹度あつたに違いないが、私有地に取分木が無かつたとは言ひ切れない様である。

仕立見継山は藩有山林の伐採跡地 又は 空地が対象となつてゐる。漆仕立山は山野及び荒地等人民の望に任せ割渡したと 文献 6) に記されているから私人の占有には属しない空地になされたものであろう。山裾や川縁の緩斜平坦地の様な漆の適地が選定された。弘前藩は元来林地は殆どすべて藩有であつたのである。

7) 武田久雄 徳川時代に於ける林野制度の大要（続） 山林彙報 第 30 巻 第 3 号 52 頁
日本林制史資料 南部藩 63 頁, 433 頁, 71 頁

8) 文献 4) の中「青森県上北、下北、三戸各郡官私未定山処理一斑（明治16年起因、同 19 年指令）」

5. 造 林 者

取分林の植立は大抵は 1 人又は数人を以て行つたものゝ如く、東北他藩にあつた様に村中が共同的に植えた例は殆ど見出し得ない。更に 明和 6 年 7 月藩は武士名儀の願出は許可せず、希望者はすべて百姓名儀で願出することに定めている。^{9) 10)} 植立申渡書にも「御百姓」の文字を用いている。

又百姓の中から山肝入、山守を命じ、山奉行の指揮下に山林の取締に任せしめ、山守が見守（巡視保護）すべき山林、即ち受持区域が定つていたのであるが、その御山守に対しても植栽を励ます為、自費植栽を願出する者には分収の制を認めていた。

仕立見継山は山林沿革史では一般的に「人民」となつてゐるが、当時の村、個人共に見られる。又漆仕立山は個人であつたと思われる。

9) 服部希信 南部藩の取分林に就て 日本林学会誌 第 19 巻 第 12 号
南部藩についてこの論文は好参考となつた。

10) 南部藩林政梗概 16 頁（小野武夫 近世地方経済史料 第 2 巻 所収）

6. 樹 種

取分林の樹種は大部分杉であつた。いわゆる御制木である「松、檜、杉、槻、桂、栗之

類」を「用木」として植立てたものは取分の対象になった。雑木の分収もあつた。漆も取分木として杉檜に次ぐ重要な地位を占めた。

弘前藩では漆仕立山の樹種が漆であることは勿論であるが、仕立見継山に於ては杉第一、次いで檜、松であり、その他栗など若干あつた様である。

尚こゝに檜とあるは当時の青森地方としてはひばであつたと思われるが、ひばの名は見出し難い。こゝにはそのまゝ檜の字を用いておく。

7. 成 立

取分林に於ては植立の希望者は自ら適地を見立て、山奉行又は代官の許へ願出で、許可を得て自費で植える。植立完了すれば願出で検査を乞ひ、分収の部合を取定めた「取立證文」の交付を受ける。その證文には「年数何程と御究可被遣事」となっている

(正徳年諸木植立申渡書)が、実際には定められたものは見当らない。この證文は寛政6年以後は植立後3ヶ年になつて始めて交付した。この種の證文は九州諸藩では必ずしも珍しくないが、東北の秋田、仙台等大きな藩の部分林では与えていない。取分證文の書式は必ずしも一定していないが、一例を右に示す¹⁰⁾。御勘定所から現地の奉行や代官宛の形になつている。又天保6年の杉百本、栗2千本の植立證文を見ると、その本文の中はこんな文言になつている「右は毛馬内通御代官所御境附松山村六助、同村大手御山へ三分七分御取分植立仕度旨、先達而申上置候処、植立相済各吟味申上候ニ付、願之通七分ハ可被下置候条、成木之後入用之節可願出候、不依何儀差支之筋於有之は證文可取上也」即ち成木後は入用の節願出れば7分は植立主に貰えるのであるが、何か

一 百 本 杉 〆 覺	右者杉植立五分之御取分申付候	以上	松岡藤右衛門領仁左平村 平助
享保十二年五月十二日	福岡植木御奉行所 佐藤庄兵衛殿	御勘定所 御勘定所 御勘定所	

差支えが起つた時は一方的に證文を取上げる旨が明記されている。(南部藩 472 頁、日本林制史資料の藩名と頁を示す。以下同断)

次に取分植立木は根付きに成つたら御山奉行が見分の上木数書上帳を作り、それを勘定所の惣御山帳へ登録(帳入)されるのである。尙木数の外目通尺廻も書上げた¹²⁰。(南部藩 630 頁、433 頁、485 頁)

南部藩における部分林関係の成立は藩の勸奨はあつたとしても、百姓や山守の自発的意思によるを原則としたのであるが、藩の思惑通りには進展しなかつたものと見える。即ち文政 3 年に「先頃 2 分 8 分取分杉の沙汰をしてからも一向植立を申出ぬ地方があるが、土地不相応の所はとも角、一同心がけ杉、漆、桑、楮を精を出して植える様、村高に応じて百姓を誘導督励せよ」と、代官から肝入等に対して達を出している。(南部藩 447 頁)

仕立見継山も人民の請願に基いたもので、前記の土地に藩庁の許可を得て自費植栽、或は天然木養成をする。

成功検査を受けて始めて仕立見継山たるの證文を下附されるが、藩庁が過度と認めれば出願本数を減ぜしめることもあつたという。見継山證文はここに示す通りである。(弘前藩 494 頁) 文中、出情は出精、制道は取締の意である。尙この證文には記していないが、見継山の箇所、反別、木種等は別に台帳に掲載するものである。

漆仕立山に於ては前出文献 6) によると、人民の望に任せて前記の土地を割渡して漆木を自費栽培させた。その地盤

三ツ目内御山踏取越沢之内船ヶ沢 覚

一見継山壺ヶ所

右者、去々申年杉仕立依頼其方仕立山守申付候、尤仕立杉盛木ニ至リ、其方難儀之節者願之上伐取被仰付候等、以来出情植付見継仕立可有之候、尙又変等之節者、村中申合詮儀制道可有之者也

享和二
戌壬
年十
一月

尾崎組岩館村

齊藤甚助へ

田村源四郎
小山藤左衛門
山口彦左衛門
花田又左衛門
鳴海覚左衛門

については藩庁に「割渡帳簿」が作成されており、漆木については仕付人に、「永久安堵の為下与候」旨の證文が渡された。(水漆の収入は分収であるが)又これを意味すると思われるが文献 13) は仕立見継山等と同様漆山証文が下付されたと記している。その事例にはまだ接していない。

11) 南部藩 98 頁

12) 山林沿革史 卷之二 旧盛岡藩

13) 屏風山沿革参考資料、青森営林局計画部 昭和 14 年 3 月

8. 保 護 管 理

取分林の保護管理は直接には植立者がやると同時に又他の山林と同様に百姓の中から選ばれた山守が行つたが、惣百姓も亦大いに保護の責に任じた。格別植立に精励した者にはその木数により別段の御褒美が出ることになつていた¹⁴⁾。

又自分の所有地内の場合には地木売買(といつても現今の林地林木所有権の全部ではない訳であるが)なることも行われ、取分證文を添附して他人に移転することもあつた様である。

仕立見継山の保護管理の責は勿論仕立人にあるが、樹木は藩と民との共有的関係と見られていたと思われる。売買は自由に行わしめなかつたが、「其培養周到蕃茂殊絶ナルモノハ地木ノ保護者ニ無代価ニテ下与シ抱山¹⁵⁾ タラシムルモノアリ」とある¹⁶⁾。

漆仕立山にも褒賞があつた点前二者と同様であつた。即ち仕立人の努力で立派な育成の見込が立てば、その功勞輕重により仕立人持高の内幾分を免租し、或は苗字帯刀を許す等特殊の恩典を与えた。

14) 高木護明 旧藩林政古考雜俎 旧南部藩山林制度 青森林友 第 144 号

15) 抱山とは個人又は村が藩山の無立木地に杉檜其他の樹種を植栽し成林の上抱山證文を下附せられるもので、土地立木共その個人又は村の所有に歸する。300坪に付銀 1 分の割合で役錢と称する税を納める。

16) 山林沿革史 卷之二 旧弘前藩

9. 分 収 部 合

取分林の分収部合は、正徳 2 年 12 月の被仰出では千本植立てた百姓に五百本 即ち 5 分 5 分であつたが、それではまだ出願者も少いということで享保 4 年 4 月の被仰出に斯う言つている。従来杉檜等植立てた者には願により 5 分 5 分 又は 4 分 6 分の御取分を仰付けられていたが、今後は植立てたなら 2 分通は御用木になされ、8 分通は植立者に下し置かれる。(南部藩 63 頁、73 頁)これが尾をひいていて青森県下には

明治以降においても2官8民が多いのである。

以上が大体原則であつたが、事実は場合により極めて区々であつた。寛政6年11月の被仰出には、苗木を藩から下付された場合は6分の御取上であり、御山守の植栽に対する分収には杉、檜、栗は6官4民、松雑木は7官3民の割合を適用する。但し、場所を指定して御山守の自費植栽には5官5民、杉檜栗の苗木を藩から下付された時は6官4民を許された。(南部藩 304 頁) 正徳2年でも御百姓持地の内或は屋敷の内にも前からあつた漆は、水漆7分3分のお定、その時から植えたものは5分5分で水漆実共下さるということになつてゐた。尙元禄頃には3官6民で分けたという記録も見られる。(南部藩 34 頁、35 頁)

仕立見継山には肝腎の分収は無かつた訳である。漆仕立山では2官8民の仕来りであつた。

10. 分 収 方 法

前記の如く伐採までの年数は定められていない取分林では、多くの記録は一般に「用木」となつた時「成木」の上ということになつてゐる。即ち使用に堪える時、いわば工芸的伐期に当る訳だが、該地方の生長量や木材の使用慣行から見て少くとも50～60年以上であつた様である。

分収は生産物たる木材による、いわゆる現物分収であつた。それも本数により官の分だけ現木を伐残しておくのが常であつた。雑木は場所即ち面積で分けた。植立主の下付された分は自家用又は販売用何れにも向けられた。植立主の必要により御用木の部分を代金を以て代納の上収取させた場合がある。即ち相当の木代価を申立てさせ、その部合に当る金額を貢納するという方法である。或は二官三官に当る分を現木で伐採して道路橋梁等の修繕用に供されたこともあるという¹⁷⁾。

仕立見継山では嘉永5年11月山方吟味役同取締役の覚書にみても、家屋用材、土工用材の伐採、製炭や村民の生計維持の為の伐木、凶荒の際救助の為の伐木等は、願の上許可を得て為すことを得た。前掲斉藤甚助宛見継山證文によつても、仕立見継山が生育して仕立人難義の節は願の上伐採が許可された。その場合柚役銭(即ちここでは木代金と見らる)は免除され無償であつた¹⁸⁾。

堤防橋梁その他の為適宜、藩用として伐採する時はその分に対する代金を下附する

という様なこともない。

さて伐採木はすべて藩庁の鋤印を押捺した後でなければ使用又は販売させぬ。みだりに伐採して禿山にしてしまつた時は、直ちに證文を取上げ、該違反者には再び栽植を許さないのである。

漆仕立山では成木の後4～5年を隔て、水漆を掻き取り、之を官納する。藩庁は売却代価の2分を引去つて仕付人に渡すのである。いわば代金分収の様でもあるが、これを厳密には部分林とはいへぬかも知れない。即ち漆木は一旦私有に下与されているのであるから、藩はその生産物を買上げる。その際、税金か手数料として2分に当る額を引去つて渡す、という解釈が出来るからである。

17) 前掲 官私未定山処理一斑

18) 武田久雄 前掲

抱山では杣役のみならず製炭の釜役さえも免除であつたと記される。抱山を現代の意味の私有林と考えると免除というのも妙なものであるが、又こゝに木代金とした役錢も代金なりや税なりや、必ずしも明瞭でないことが少くないのである。たゞ御本山やその内なる見継山に杣役上納とあつて仕立見継山や抱山に無いから木代金の性質と認めた。

11. 跡 地

取分林の伐木跡地は「植継」することになつていた。

仕立見継山は樹木伐尽の際はその土地を引上げその名称を廃し、元帳削除、證文は引上げるのが成規であつた。併し代木植栽なる制度も亦あつて、天保7年以後山方格帳によれば抱山、仕立見継山に於て杉、檜1本伐取る時は代木として杉10本、松は1本につき5本を植栽せしめ、又雑木でも過分に伐取る時は代りとして杉5本を植栽せしめ、根付いた上で山役人の見分を受けることになつていた。

漆仕立山については審かにしない。

12. 部分林以外の造林活動

南部藩に於ける人工造林活動は部分植栽即ち取分林の外に献植、代木植栽・過料植立の制度のあつた事が認められるが、藩の直営造林は見当らぬ様である。そして何といつても今まで述べてきた部分植栽が最も有力な人工造林方法であつたと考えられる。

献植は当藩では「忠信植立」の名で知られている。山林雜記上の内文政5年5月の覺書によれば、小川清六なる者が杉一万本の御忠信植立の進捗状況を代官に報告し、代官は又それを吟味して相違無き旨御勘定所に報告している(南部藩 454頁)。その

他いくつかの例に接することが出来る。又御忠信植立と同様の意味で「冥加」の為の植立及「寸志」の為の植立などあつた。献植に対しては相応の賞与が与えられていた様である。

藩有である御山でも家屋用材等の伐出が許可されたのであるが、その場合代木植栽については必ず励行せしめられた。又藩は杉、檜、栗の苗木は自ら養成して下付又は払下をしている。寛政6年11月の被仰出には「檜、杉、栗苗被下置植立候はゞ、六分御取上四分可被下置候」とある。山野や居久根等の造林も積極的に奨励され、部分木の扱いをした事は前述した。

又「立林」即ち天然生の稚樹の撫育も大に行われた処である。御山における小松の保護野火防止を命じた実例などもある。この立林は御山守や百姓を督励してやらせ、その代りに伐採の際はその立木の十分之一を彼等に下付し、御山を繁茂させるという方法をとつた。

弘前藩では藩林を御本山と称するが、こゝでも天然生の樹木の見継即ち看守保護は留意された。又村民中から命ぜられた見継役は藩の「諸木仕立方御元入金」即ち造林費の内から御酒代なる手当を給されて御本山の杉の植栽保護手入の任に当つたので、こゝでは藩費による造林があつたこと知られる。こゝでも「冥加の為植付差上」即ち献植はあつた。代木植栽は前述見継山に行われた。

仕立見継山の外抱山、田山、野山等にも、その折々の造林施策は見られる処である。そして中には部分林的な分収を結果する次の如き制度も無かつたではない。¹⁹⁾

宝永4年の藩の日記によれば、野山の植林奨励の為に郡奉行の申立を採用し、野山にして田畑にならず且牛馬飼料に差障りなき個所に自分の入費を以て松、杉其他諸木を植栽した時は、その内3分の2を御用木とし3分の1を植栽者に下与する制を設けた。

又享保11年の藩の日記によれば国吉村次郎右衛門なる者から野山の内へ自分入費を以て10ヶ年間に雑木の造林をなし、10ヶ年目に見分を受け半分は御留山とし半分を自分の抱山に下与せられたいと願出て許可された。

無立木地である野山は、藩でも造林を督励したのであるが、人工植栽によつた場合は抱山として土地立木を所有者に附与したし、天然更新によつたものは「見継山」として所有権は与えず、官地官木の姿のまゝ雑木のみ願により伐採を許した。そして人工

植栽をしても抱山になし難い様な事情がある場合これを仕立見継山とし官地民木林となすに止めたのである。²⁰⁾ 見継山はその名称が仕立見継山と紛らわしいけれども、元来藩有伐採跡地に於て植立を伴うことなく単に天然生稚樹の見継即ち保護看守に止まるものである。

こゝに述べておかねばならぬものに「試仕立山」というのがある。山林沿革史巻之二、青森県旧弘前藩の部の中に次の様に記載される。「試仕立山ト称スルアリ人民官地ヲ借テ栽植養護シ成木ノ後官之ヲ検査シ初テ部分ノ約ヲ為シ木種木数反別植付者ノ姓名及分配ノ額ヲ記シタル券状ヲ付与シ之ヲ官簿ニ掲ケ爾後洗伐木及枯損木皆前約ニ依リ分配ス其法概ネ二官八民ヨリ五官五民ニ至ルヲ例トス」とある。これならば明かに典型的な部分林である。併しこの記載の拠つて出た処が不明であり、他の文献に発見出来ない。唯、青森県下官林引継目録中抜萃（年月不明なるも旧藩事務係大導寺繁禎より中津軽郡長代理、郡書記伊東正良に答へたる書面中の一節）の中に「旧藩制抱山、仕立見継山、試植トモ樹木伐尽之際ハ地所引上其名称ヲ廢シ元帳ヲ削除シ証文引揚之成規ナリ、然ルニ……」として、天保、天明の凶荒の際私木伐尽した山が多かつたので成規に因つて元帳を削除し証文を引揚げようとして村方へ達したが、証文を惜んだ故か、結局未提出に終つてしまつたものがあることを述べている。この文中の試植が試仕立に当りそうにも思われるが、抱山や仕立見継山の証文は確認されても試植の証文は未だ見当らない。試仕立とは試^{ココロ}み仕立であろうから、結局次節で当然言及する筈の「試植林」の前身であろうと解し、その分収の有無などは更に別の文献の出現に待ちたいと思う。

尙弘前藩には部分林に似た名称で「御利分山」なるものがあるが、部分林とは似面非なるものである。御本山に於て民間の者が用材薪材の伐出を願出する時は、詮議の上之を許可し、柚役を徴収するのであるが、御利分山という場合には柚役の外に尙御礼銭なるものを徴収したのである。（弘前藩 323 頁）運上山というに同じい。御役銭を取つたのみでは物足らぬ程儲かる、条件のよい山だつたのであろう。

19) 20) 武田久雄 前掲 11 頁 12 頁

13. 明治新制度への移行

両藩における制度の違いが維新後の部分林政策に於て異つた手心を必要としたこととは言うまでもない。

維新後官有に歸した森林原野を管理經營に適する如く整理する為、明治6年9月の大蔵省達で官林を存置官林と払下官林とに區別し、所謂存廢区分の調査を命じたのであつた。(明治8年4月に至つて存置見込の官林を1等官林、払下見込の官林を3等官林と稱した)それに基いて青森県下に於ても翌7年5月から8年にかけて内務省地理寮官員と地方庁員によつて、山林調査が始められた。7年1月から林野の事務は大蔵省から内務省に移つていたのである。

更に明治8年の地租改正事務局の設置により、9年には改租の為の山林原野等官民有区分調査が青森県でも始められ10年に終つている。未定山だけは19年頃まで続行された。併し勿論国有林野の調査が主眼ではなかつたから、別に9年10月内務省決議の官林調査仮条例による調査が、9年10年と進められたのであつた。

(1) 官私未定山と取分林・試植林

文献8)に我々は南部藩に発した「官私未定山」の経緯を見る。その中に先ず取分林と並んで「試植林」という名称が、明治7年の山林調査の際始めて附けられたということを知る。これは南部藩の領域について記したもののだが、その試植林の名の由来には特別のものは無い。取分木と同性質のもので、伐採の節は相当の部合を申立させ、夫々納金させ伐採させて来たというのである。取分木に出願の見込で試植したのだが公認を受けなかつた為証文が下附されていないだけである。

ところで7年5月中旬からの山林調査に於て総反別30万余町の内存置官林に属する分27万余町は決定したが、残る3万余町歩の所属未定の山があつた。これは当時旧来の慣行と事情など十分探究の暇なく、御山守などの字句を考慮し、「見守山」などという名称を附けたりして官私有未定の山地としたという。

もつとも見守山についてははつきりしないが、次の様な説明が大体当る様である。²¹⁾ 旧藩時空山空地自生の諸木を人民の願により監守させたもので、見守山と唱えて官簿に記載し官山と同一のものであつた。然るに天然実生の諸木は見守人の保護により火災や盜伐の難も避け、又見守山は自費で松杉等を植足し培養する様になつたので殆ど私有の形を成して来た。伐採も願出で或は無断で見守人がやる様になり、見守の名目で随意に売買さえするに至つた。その様な積年の慣習から見守人の私有の如く認められて他からの異議も出ぬまゝに経過して来た。これが即ち官私未定山で、それに取分林、試植林等の内で旧簿旧記により解釈出来ないあいまいなものがすべて

含まれていた。

未定山の官民有区別調査は、県内一般山林原野改租調査の後明治14年から、大蔵卿の指揮を受けた地方庁によつて着手された。純粹の官林(一等二等)、及び取分木試植林と名称のついたもの(即ち部分木に確認されたもの)は11年7月から内務省直轄下に出張所で取扱つていたのである。尙地方庁は調査官派遣に先立ち、同年2月関係3郡(上北、下北、三戸)役所及戸長役場に令達して次の様な図簿書類を調査官に提出させることとした。

- ① 官私有未定山林個所限反別取調書上帳
- ② 同 上 図 面
- ③ 民有の証拠あるものは其の書証、書証無きものでも所有の事実あるものは其の保証書等

これらの図簿書類は地方庁で適宜数村づゝ取まとめて編冊とし「未定山林帳」と題して保存されたのであるが、その後三戸郡の分と上北下北両部分の一部は失われてしまった。

以上の調査の結果官私未定山について青森県のとつた態度は、これらの土地が「別段の確証は所持せぬが積年の久しき他の妨害を受けることなく自由進退して来たもので、比隣保証もあり、持主に於て断然私有地木と心得て来た」として、3郡107ヶ村に於て民有なることを主張し、下戻を願つた(明治16年2月)。その面積35,330町9畝1歩、13,292筆である。時の山林局長武井守正氏はその然らざる所以を力説し、唯従来の慣習を急に改めることも出来ぬからとして、農商務卿西郷従道名を以て次の様な指令を出した。「伺之趣地盤ハ渾テ官有ト定メ取分証書下附ノ分并ニ試植林其他従来自由伐採使用セシ成跡有之立木現存ノ箇所ハ一切部分林ニ編入シ其官民ノ歩合ハ既ニ定リタル外ハ更ニ相当ノ歩合ヲ取調可伺出且無立木ノ箇所ハ従前ノ通り立入差許相当ノ秣料徴収可致義ト可御心得事 以下略」

明治18年2月に至つて青森県令は又農商務卿に宛て、伺を出している。その要点を記す。未定山といつても実地に調べると多種類のものから成つている。大別すると3つになる。①藩庁の認可を得て植栽し、許しを得て伐採するとき歩合金を収めたもの(所謂部分林)。②人民便宜にその土地を検定し樹苗を植えて稍林相を成した時、栗役銭と唱え若干の銀を旧藩の代官所に納め山守人の名称を受けたもの。

③天然生雑木のある林地に其居をトシ随意にその樹木を伐採し、その占有の利を専

らにした者、の3者であるが、その売買譲与には地木を併せて村吏の公証を受け異論も出なかつた。藩も結局得だからそれで構わなかつたのである。それでも土地は官地であること当然で、又その樹木を部分木法によつて処分されることも至当である。併し現況を見ると、人民は貧しく、部合金を納めて後これを伐採し、又其検印を受けて後初めて之を利用するなどいう事は出来ない。それに林は小さくバラバラに散在して一々官の検印を受けるだけでも容易でない。それで人民は結局濫伐して顧みぬことになるのは見えすいている。古来の因習やいろいろ考えてみると結局、一旦該森林を官地に編入してから人民に払下げて相当の地租を徴するという方法がよい。小さい森林が部分木としてあつたのではその監視保護は到底出来ず、盗伐は跡を絶たないことであろう。此際払下を決行して欲しい。という意味のものであつた。

併しこれも亦「伺之趣難聞届候条前指令ノ通り可取計事」として却下されてしまつた。

それにも拘らず青森県はまだ引下らない。18年12月3度目の稟議を農商務省へ出すと共に内務省にも運動したがそれも通らなかつた。併し翌19年には実に4度未定山処分の義についての伺を出したのである。即ち、盛岡藩は土地の如何を問わず植林を奨励し、人民も呼応して勉めたので林相を成すに到つた。人民は自然祖先伝来の地と心得、必要に応じ自由に伐採し、愛林の思想も乏しくないから植継もよくやる。等々払下を嘆願した甲斐あつて、遂に19年6月15日附で「伺之趣特別ノ詮議ヲ以テ聞届官ニ於テ差支ナシト認ムル箇所ハ相当代価ヲ以テ可払下候条青森大林区署へ協議ノ上処分方取調可伺出事但払下ベキ分ヲ除キ存置ノ箇所ハ青森大林区署へ引継可申事」となつたのである。県治上重大な問題であつたとはいえ、青森県当局のねばり強さも相当なものであつた。

こゝに於て県庁は19年7月から払下願書の雛形を示してこの不要存置分の地木払下方を達した処、爾後続々出願があつた。併し一時に全部取まとめることは六ヶしかつたので逐次調査をしては大林区署へ協議し経伺の上で、明治21年から24年迄数回に処分されていつたのである。第1回は明治21年で、上北外2郡野辺地村外97ヶ村に於て1,116ヶ所、18,362町7反9畝であつた。立木は2官8民の分収として地木共低価(どの程度かは不明)に払下げられたというが、いろんな事故や代金調達困難等で払下の進まぬものも若干あつた。

かくして 23 年 2 月の山林局長照会に対する回答によると、処分未済の山林は 20 ケ所となつている。然るに県から大林区署へ一般官有山林原野を引継いだ明治 30 年 12 月に於て、未定山林処分未済として引継の箇所反別は、17 ケ村 23 大字 263 ケ所に反別 2,512 町 8 反 1 畝 8 歩を算している。では 23 年の 20 ケ所は誤りであつたのだろうか。そういう事が実にはつきりしないのである。図簿、書類等で調べてみると 16 年の「未定山官私区分伺中民有取据見込ノ箇所反別」に入らぬものも少くない様であつた。即ち、この引継箇所中には民有取据見込地の払下処分未済箇所だけでなく、該伺によつて官有に決定したものや、其以前既に官有と決定しており乍ら未定山と重複発見されたもの等、各種混入していて、この種調査の適確を期するという事の如何に六ヶしいものであつたかが察せられるのである。

即ち 16 年伺出の折の箇所面積に入つておれば 問題無い訳であるが、それに入つていないものが、入つていたかの如く陳情して来たり、又 30 年の青森県よりの引継箇所に無いものさえも後日になつて 処分未了の未定山だつたとして 引戻や払下を出願して来るのである。

明治 30 年の引継未定山を見ると箇所の多いのは下北 (163 ケ所) だが面積は上北 (1,917 町) である。それらの引継時の地目は試植林、取分林、見守山林となつているが、引継後の調査による 各山林の履歴 (権利関係や取扱経過) の複雑且多様なることは驚くばかりである。²²⁾

既に払下げたものは 2 官 8 民の試植林 (部分木仕付条例に依らぬ部分林) として処理した結果、それと 同性質の 30 年引継山林は当然 2 官 8 民の試植林として、全部を明治 35 年部分林台帳に登録してしまつたのである。だから この場合記載の試植林というのも特殊な原因によるものであり、一般の試植林とも亦異つたものである。

さて 以上は主として未定山について述べたものであつた。即ち 特殊なものが先になつた訳である。明治 7 年以来の調査で一般取分林 及 試植林として官地上に於ける 自費植栽と分収権を確認されたものはどうなつたであろうか。明治 7 年の調査には全官林の中に含まれたのであり、その際官林取分林試植林取調帳が作られた。明治 9 年の官林調査仮条例 第 22 条に「従前人民ニ於テ苗木ヲ植付ケ又ハ其他ノ緣故ニ因リ官民ノ割合ヲ定メタル山林ハ先ツ此迄通据置官民ノ割合 並ニ 伐採ノ年度等取調之ヲ官林帳ニ登録スヘシ 若シ 多少ノ弊害有之方法更正ヲ要スヘキ者ハ實際適宜ノ見込相立

地方官へ協議ヲ遂ゲ其事情方法ヲ上申スヘシ」とあり、弊害のあるものについては適宜の処分をなしたが、大体に於て旧藩の制度はそのまゝ改租処分によつて認められた訳である。部合は勿論 2 官 8 民であつた。

明治 11 年 3 月部分木仕付条例が部分林に関する最初の規定として出現したことはよく知られている。この条例によつて一般の取分林はその証文もあるから部分木証券を下付された。試植林も多少手間どつたらしいが部分木の取扱をされることになつた。

明治 23 年 11 月勅令第 275 号官有財産管理規則はその第 7 条第 1 項によつて、樹木培養に供する土地は 80 年以内となすべき旨規定された。従つて部分林の許可期限も亦その範囲を越え得ぬことになつたのであつて、従来無期限であつた旧取分林及試植林の部分林も 80 年以内に於て相当の期限を附せしめることになつた。即ち明治 27 年 5 月大林区署長は各小林区署に達してそれを要求し同時に請書を提出せしめている。今煩を厭わずその請書によつて当時の部分林契約の内容をうかゞう事にしよう。²³⁾

御 請 書

何国何郡何市町村何大字何官林何字何番

一、 反 別 何 程

此期限 自明治 27 年 1 月 何ヶ年間
至同 何 年 何 月

前記ノ官林地何官何民ノ部分木仕付ノ義御許可相成候ニ就テハ左ノ各項及官林一切ノ御成規堅ク相守リ可申候 万一 違背ノ節ハ地盤御引上ノ上立木官没相成候トモ決シテ苦情不申上候依テ保証人連署請書差上候也

- 1、 植付樹木伐採ノ節ハ其時々出願御許可ヲ受ケ 相当部合金ヲ上納スヘシ 万一御許可ナクシテ伐採シタル時ハ相当ノ御処分ヲ受クルハ 勿論之レニ対スル弁償金ハ御命令ノ期限内屹度上納可仕候
- 2、 期明ノ節ハ勿論年期中ト雖共官用地トナリ 又ハ皆伐ヲナシ 再植ノ必要無之場合ハ御達次第返地可仕候
- 3、 地盤ハ御許可ヲ得スシテ決シテ変形仕間敷 万一 違背ノ節ハ 相当ノ御処分ヲ受クルハ勿論 森林ニ異状アルヲ見聞シタルトキハ直チニ当該官ニ申報シ併セ

テ其指揮ヲ相受ケ可申候

- 4, 林地内ニ小屋掛 又ハ 炭竈等設置ノ必要有之節ハ 出願御許可ヲ受ケ相当料金ヲ
上納可仕候
- 5, 新タニ 樹木栽植ノ節ハ 木種木数ヲ相定メ出願御許可ヲ 相受ケ可申ハ 勿論総テ
植付ノ御成規ヲ遵守可仕候

年 月 日 (注 意 請書ノ年 月 日 ヘ 明 治
27 年 1 月 10 日 ト ス ヘ シ)

住 所

借 地 人 姓 名 印

住 所

保 証 人 姓 名 印

青 森 大 林 区 署 長

林 務 官 有 田 正 盛 殿

明治 32 年 3 月国有林野法が制定せられるや、其の第 19 条第 2 項に「法令、慣行又
ハ其他ノ理由ニ依リ国有林ニ就キ収益ノ分収ヲ為スモノハ前項ノ部分林ト見做ス」と
規定され、改租処分以来認められた旧来の部分林権の存続は保証された。又旧藩部分
林中改租の際誤つて官林帳へ登録洩れとなり、其権利を失うに到つたものは、下戻法
により所有権同様其の分収権の下戻の申請を許し救済の手段とした。

この当時も猶因習の久しき取分林や試植林の名が払拭しきれなかつた事実を示す
ものに、明治 32 年調製された「部合林台帳」という妙な名前のものである。それまで
試植林台帳といわれたものの中には試植林、取分林、部分林の 3 種があつたのを合綴
して命名したものであり、その原本は明治 13 年 11 月青森県から山林局の出張所が引
継いだ試植林帳より転載されたものであつた。この部合林台帳は明治 40 年焼失した
という。²⁴⁾

21) 青森営林局資料 部分林事務手引 (高木護明氏手控) の中より

22) 21) の中の、未定山ノ起因及処分ノ顧末調書 大正 8 年

23) 24) 前掲 部分林事務手引より

(2) 試植林と仕立見継山

次は仕立見継山がどう変つていつたかを述べねばならぬ。然るにこゝにも「試植
林」という語が現われる。松波氏の明治林業史要 (274 頁) には試植林について「旧

津軽藩に於て植樹奨励の結果人民が官林荒蕪地等に自費植栽を為せるものなり」として、維新後2官8民又は3官7民の部分林扱をしたと記している。併し南部藩にあつたとは書いていない。南部藩でも取分林類似のいわば無願植栽木を試植林という名で扱つた事は既に記した様に事実なのだが、試植林という名はむしろ津軽藩のものを指す事が多いのではあるまいか。それで津軽藩の試植林は次の様に解される。²⁵⁾

試植林とは旧藩時の仕立見継山と同性質のものであるが、仕立見継山証文を受ける前に廃藩置県になつてしまつたもの。

従つて試植林は仕立見継山と一諸に追及していかなければならない。(仕立見継山は明治以降単に見継山と言われることが多いので、簡単な点でも以下それに従う)

見継山、試植林も亦取分林、未定山と同様に維新後の林政特に国有林行政に大きな困難を投げかけた。否未定山以上であつた事はその解決に、より長期を要し、実際には今もつて未解決の問題を残している事に知られる。

従つて見継山、試植林に関する調査も屢々行われた。一般的な調査である明治7,8年の官林存廃區別調査や、9,10年の改租調査は勿論、(官林調査仮條例に依る調査には見継山、試植林調査の形跡は無い)その後見継山だけの調査もあつた。それを少しく探つてみよう。

明治12年調査は、見継山貸渡処分の為、青森県が主として書類上により調査したものの、13年末青森山林事務所に引継がれ16年に涉つている。

明治17年調査、見継山試植林の区域が判明せぬ為附近の官林を侵蝕伐採されるのを防止する為、青森山林事務所が農商務卿の命により実施したもの。調査事項は①境界の確定 ②樹木の官民有區別 ③区域内反別、木種、木数、目通廻の概算で実地調査には本人の外戸長及監守人をも立会わせた。見継山の境界は見継山元帳を根拠とし、本人所持の証文、沢名元帳、山沢図などを参照した様であるが、試植林は証文書類の無いのが普通であるから、実地の林相と植立及手入保護の実績により区域を認定していつた。

従つてこの調査は境界確定力を持つていた。そして区域内の樹木は植栽と天然生とに論なく手入保護の実績あるものは見継木(民木)、部分木とされたのである。初は天然生木は官木とする趣旨であつたが、結局区域内全部見継木、部分木ということになつた。そして実地に適合しない貸付若くは伐木許可は一切錯誤と見做して更新を

要することになり、この調査野帳が将来に向つて効力を有するとされた。但しこの調査でも一部には書類審査のみ（帳簿と人民の申立との符合するものについて）に止めたものもあつた模様である。

明治22年調査、これは町村制施行に伴う新旧字反別の対比の為のもので、単なる書類調査であり、区域決定の参照力等には乏しいものであつた。

以上の各種調査の内では9,10年の改租調査の認定が参照されてきたが、明治17年の調査が最も効力を有するものと認められる。併し各種調査の喰い違いも亦屢々問題となり得たのである。しかも17年調査後歳月と共に見継山及び試植林は又漸次其の区域を拡張して附近官林に入込んで来たし、小林区署がそのまゝそれを認めたり、大林区署もそのまゝ貸附処分をし、施業案も作つてしまつたという如き状況になつたのである。

明治41年既設部分林整理調査があつた。大林区署が林野台帳整理に当り、台帳登録洩れの見継山及試植林の認否及び登録中のものでも区域不明確のもの、確定などの問題が又起り、それについて種々研究された。その結果処理方法としては次の様な方法が決定されたのであつた。（明治43年）

① 改租調査でも17年調査でも何れか一方にて見継山又は試植林と認められたものは、反証無き限り之を台帳に登録する。

② 見継山にして見継山元帳にのみ記載ありて改租及17年の調査に認められぬもの、及び両調査に認められぬ試植林は、反証無き限り台帳に登録せぬ。（これは32年の下戻法の救済も受けなかつた事になるから）

③ 見継山、試植林で17年調査野帳及同図に記載あるものは、既に区域の定まつたもの以外は該図簿で決定。

④ 該図簿に記載無いものは実地の状況により区域決定。（これは数多くない）

⑤ 見継山、試植林の区域外と認めたものは、無願植樹地なるときはその取扱方法による。無願植栽地でない時は区域外なることを通告し請書を出させ、若し肯じない時は通告したのみで終了とする。

以上は見継山、試植林について明治年間に行われた調査を中心に見てきたものであつた。溯つてその処理状況を見よう。実は明治7,8年の山林調査から約10年間は混同としてよく分らない。その辺の事情の一端は文献21)の中の官庁往復録なる一篇

から窺うことが出来るが、こゝには略そう。この混乱に輪をかけたものに管理系統機関の変遷引継など再々あつたことがあげられよう。

先ず明治9年青森県は地租改正事務局に伺つて得た回答により、津軽5郡の仕立見継山について10年以内の年期を附して満期後払下若くは返地させる目的で借地許可したのであつた。

(註) 地租改正事務局回答

書面第三条山林之義従前純然タル官地へ自費ヲ以テ苗木植付培養等ノ成績アルモノハ立木ハ無代下渡地所ハ官有地ニ可相定 尤一時伐木可致分ハ期限ヲ定メ 貸渡賃借料上納ノ積人民払下相願民有地トナシ差支無之場所ハ該地相当代価ヲ以テ払下ノ積取調内務省ヘ可伺出空原不毛地等旧公地ヘ人民苗木植付培養等成跡有之分ハ申出之通民有地ニ定メ候義ト可相心得事

九年七月三日

地租改正事務局

18年の山林局長の処理方針は それを確認し、将来官有地として 確保したい土地は回収し、河岸、飛地の如きは払下げる方針をとつた。又現在立木のある見継山及試植林は人民の部分林編入願あればそれを聞届けることであつた。(見継山は旧藩元帳、試植林は人民より県令へ出した絵図面添え書面と、該県調査の表簿により査合、合わねば実地検査で大体不都合なし。) この方針に基き山林事務所から県宛に出した照会文をこゝに記載することは意味があると思う。²⁶⁾

照 会

陸奥国津軽五郡見継山 并 試植林左記之通処分可致結了候条該郡一般へ御達相成度此段及御照会候

十八年八月 日

青森山林事務所

青森県宛

1. 見継山試植林ノ国有林介在又ハ接続地ニ非スシテ差支無之ト認ムルケ所ハ仕立人ノ出願ニヨリ相当代価ヲ以テ可払下ニ付甲号書式ニヨリ出願ス可シ
1. 見継山ノ内立木現存ノ地所ニシテ伐採地所返還難致分ハ五ケ年以内相当ノ料金ヲ付シ更ニ借地許可可致ニ付乙号書式ニヨリ出願ス可シ
1. 見継山ノ内現在ノ立木ヲ挙テ部分木ニ編入セン事ヲ請願スルモノハ差支無之ケ所ニ限り許可ス可キニ付丙号書式ニヨリ出願ス可シ
1. 前三項ニヨルヲ欲セサルモノハ丁号書式ニヨリ地所直ニ返還ス可シ
試植林ハ戊号書式ニヨリ官民ノ部合ヲ出願ス可シ

以上各自ノ願望ニヨリ来ル 19年1月31日限リ可致出願右期限ヲ過キ出願不致

モノハ本年 2 月 28 日限り地所返還ス可シ

南部藩領の未定山の処理方針が定つた明治 19 年頃、弘前藩津軽 5 郡の見継山試植林についても 17 年の調査を終えて 払下其他処分の方角が定つた訳である。即ち 18 年 12 月の告甲第 225 号により、19 年 払下出願が続々集つた。官林に介在又は接続せぬものは悉皆払下出願したという。その時採つた手続を見る。

① 川原や瘠地で 将来官で植樹の見込無い箇所は面積の多少を問はず払下。地味のよい処は実測 5 町歩以下で官が国用に使う見込の無いと思われる場合。 ② 17 年の調査員の未調査にかゝる、松山、田山、立山の類で仕立の明文の無い処でも旧藩元帳や古い調査書類で適當と認めたら許可。

その他一々挙げないがこゝに興味あるのは次の一項である。即ち「兩林共部分林ニ編入之義出願ノモノハ其部合ヲ鑑査シ相当ト認ムルモノハ許可ノ積、若シ不相当ト認ムル時ハ實地ニ就キ出材ノ便否及木種ノ良否等検査シ、願人ニ就キ其旨差シ部合取究メ候上許可ノ積」であるとして、部合鑑査法を略々次の如きものと示している。

壹 等 —— 四公六民 —— 是ハ運輸ノ便及木質ノ善良ナル檜、杉ノ兩種ハ都テ此部合ニ入ルモノトス

貳 等 —— 三公七民 —— 是ハ一等ヨリ少シク劣レルヲ以テ定ムルモノトス

参 等 —— 二公八民 —— 是ハ前一、二等ニ対シ稍々劣レルモノニシテ運輸不便且他ニ売与スルモ遠隔ノ地ニシテ価格不相償カ如キモノヲ以テ定ムルモノトス

これから当時の分収部合に対する考え方が察せられる。

尙試植林地払下出願者に限り官に属すべき部分の立木代金は 此際全部上納させる筈であるからとて、その部合を取調べて 7 月末日迄申出よと言つてゐる。

その後もなかなか整理はつかず、明治 42 年頃の調査検討となり、43 年の処理方針が打出されたのであつて、結局明治年間には処理がつかず大正以降に持越されたといふことである。そして後述する 官地民木林として 根強く 管理上の困難性を遺すのである。

本項の最後に言及しておかねばならぬものがある。改租処分調査の際旧來の慣行により分収権と認められたものは、青森営林局管内 3 県においては 宮城県の売分山、岩手県は総て取分林とされ簡単であつた。然るに独り青森県分は至極複雑であつた。

即ち南部藩分には分林試植林あり、津軽藩分に仕立見継山、試植林のあつたこと前述したが、実はまだ津軽領内に指摘すべきものがあつたのである。

それは津軽支藩の黒石地方の一步税木上納山（一分税山）という制度のあつた山林で、当時一官九民という民収率の最大な分収権が認められたものである。これは局部的なものなので旧藩時代の叙述の時は混乱を避ける為言及しなかつたが、これも部分林であつた。荒廃不毛の無税地、村民願出て、聞届けられたら苗木を植付け、税はかゝらぬ。伐木の節一分の税木時価を以て取立てる仕来りであつた。即ち立木は相当代価を以て払下げ、内1分官納、9分は仕立人へ下付されるというのである。この一步税木上納山はその地盤は比隣地価を以て当人に払下げるということで処分された。²⁷⁾

改租当時以上の分収権を認められた各種山林は、調査結果により作成された山林原野番線野帳に該林種目を記載し、仕立人氏名も明記して、実地対照査閲の後野帳末尾に検査済の証を附されたものであつた。

25) 文献 4) の中 青森県下見継山試植林処理方針 明治 43 年

26) 文献 21) の中 自明治十七年至同十八年試植林取扱関係

27) 文献 21) の中 林野法 第 19 条 第 2 項 の解釈

(3) 漆仕立山の其後

廃藩置県後は収納法を改め、仕付人に勝手に売買をさせて売却の都度代価の2分を収めさせることにした。官民何れに属するや決定も後れたので、その間に乱伐や乱掻も行われ、追々有名無実になつて行つた。

明治8年の改租調査の時は漆仕立山の内、畑に開墾植立の分は本畑に組込み、適當時価を附して仕付人の持地としたが山野等は畑開墾とは同視し難い。漆木については永久安堵の為下与える旨の証文も所持したが、地盤については割渡帳簿（既に旧藩より県庁が引継いだ）に記載あるだけで、本人所持の証文は無い。一種の官地私木の姿である。

明治14年に於てその反別は490町5621で187ヶ所、外に屏風山防風林の中に含まれ当時無料借地願出中のもの44町1623で61ヶ所あつた。

これらの中味はいろいろで、官許を得ずに杉を植えてしまつたり、松や雑木が一杯生立していたり、桐や栲が植えてあるかと思えば、小柴や雑草が繁茂して漆が影をひ

そめているという状態であつた。官民未定なる為の差支えも目立つてきたので、明治14年2月2日事情を具して内務卿宛に伺を出した処、15年4月20日附を以て寄せられた指令は次の様なものであつた。

「伺之趣漆桐楮ハ民有トナシ地所并他ノ立木ハ都テ官有ニ相定可申候事」

漆仕立山については此の方針によつて比較的早く大部分のものが処理されて行つたものと思われる。

28) 前掲 漆仕立山官私区分ノ一斑

(4) 無 願 植 樹

青森県は南の宮崎県(特にその南部)と並んで²⁹⁾明治以後に所謂無願植樹の多かつた地方である。その理由は国有林が民有林に比して圧倒的に多いという事(現在青森県の国有林は全林面積の70%であるが、明治25年には97%を占めていたと云われる)など一二考えられるが、旧藩時代主として部分林制に基づく植樹奨励に極めて積極的であつた事を見逃し得ない。その結果廢藩置県後に至つても習い性となつた植樹熱が依然として減退しなかつたのだと言われるが、それに関連して根本的には土地制度の在り方、林野の近代的所有と、その上における村民の用益や占有に対する考え方というものに根ざしていると思う。併しこゝにはその問題に深入りする余裕は無い。

とに角明治から更に大正にまでかけて国有林野中到處に無願植樹が行われたが、就中旧南部藩領の下北半島佐井営林署部内を主とし、青森、深浦、川内、横浜、野辺地署部内に多かつた。無願植樹木については地元民は何れも適地を選び熱心に保護撫育をするので成績良好であるばかりでなく、部落民生活の支え或は重要な資産を成していたから、これが整理特にそれを収去させるなどの事は頗る困難な事であつた。こゝにその整理の沿革を簡単に記述してみる。

旧藩時代の制度と慣行により地元民が仕立てた植栽木は、その由来、名称一様ではなかつたが、改租処分に於て大体分収権を認められたこと、その残りのものも逐次払下や部分林編入等で整理されて行つた事は既に知つた。即ち旧来の部分林権ともいふべきものの存続は一応改租処分で認められたのであるが、改租の際誤つて官林帳へ登録洩れとなり、却つてその権利を失つてしまつたと認められるものは、下戻法により所有権同様に分収権を救済する道を開いた訳である。従つて改租前の植栽木は従来官木として処理するのが建前であつた。

後年になつて改租前なりや否やを判定する必要が起つた時は、³⁰⁾ 8年生苗木を使用し、又伐採点1尺内外に於て3年を経ているということにして処理した。³¹⁾

改租以来、試植林の伐採跡地に、無断で杉、松、桐等を植付け、不案内であつたとの理由で編入方を願うものが続々ある事、試植林接続の官林地若くは最寄便宜の地に勝手に杉松等を植挿し今日部分林編入を願出ている事などに対し大林区署長は、試植林遺漏木編入願の方には民願書と小林区署の実地調査意見書を求め、部分林編入については不許可の方針を明示している。明治27年のことである。

併し無願植樹はなかなか絶えず、管理上の不便煩大であつたので、明治43年5月大林区署は青森県下に属する無願植樹の整理に関する認可を得て、大々的整理の方向として部分林設定に着手したのである。もつとも資料³²⁾によると、青森県の無願植栽木は宮崎県の無願挿植木と共に、従来の慣行に基いて、林野法施行前特別の処分によつて分収権を認められた(その結果 林野法 第19条第2項の法令慣行等による部分林と見做されることが出来た)とある。併し乍らその特別の処分がどんなものであつたかは今の処明かでないし、その他の資料によつても、主として明治43年以後の整理で新たに部分林に設定されたと見られるのである(宮崎県でも43年以後である)。

無願植樹整理の為 部分林設定出願方公示の結果 明治44年7月の出願期限迄に3,733件の出願があつた。その全部の実査は容易ならぬ仕事であつたらしい。その分収割合は所在地の如何により地代造林費等に多少の差異あるに過ぎないものとして3官7民、及び3.5官6.5民の程度にて決定された。旧来の部分林に普遍的な2官8民という部合よりも辛くされたことは事実である。この度の整理は大正4年に終了しているが、部分林設定許可2,976ヶ所、366町余でそれが如何に零細なものであつたか分るであろう。勿論改租以後の分で、43年6月迄の植栽にかゝるものについてである。そしてこれは国の特惠によつたもので、林野法の第19条第22項の適用によるものではないとの建前を示している。

無願植樹がその跡を絶つたのではないし、整理もこれで終つたのではない。大正初年から多数の部分林編入願など出た(文献30)参照)ことの対策としても、大林区署は各小林区署に対し大正11年7月次の様な趣旨の通牒を出している。³³⁾

- ① 改租前の植栽木は従来通り官木として処理。
- ② 43年無願植栽木整理当時出願の有無に拘らず、その立木が改租以降43年6月迄

の植栽にかゝる分は、従来の漫用弁償金を徴し速かに収去させる。若し立木の現況により収去せしめにくい事情ある時は一伐期限り貸付。

- ③ 部分林内の無願植栽木で改租以降のもの（補植と見做し得るもの）は部分林に編入。
- ④ 無願植栽木に関する一切の権利を放棄した確証あるものは棄権木として処理。
- ⑤ 前各項により難いものは経伺の上処理方針決定。
- ⑥ 43年7月以降の植栽木で部分林区域外の場合は従来通り。

無願植樹熱は明治末年から大正初年にかけての告示及び整理で漸次冷却したかに見える。又逐次伐期到来と共に漸減したが、民有林を持たぬ地元民の生存上にも切実の問題として、之に代る処置は当然望まれる処であつた。その一つの措置として部分林設定区なるものゝ設定は、明治40年本省からも指示されていたらしく、大正9年7月の山林局長依命通牒で「明治43年以後も無願植樹の弊を矯正し得ないのは部分林設定区設置の遅延の結果ではないか」と、注意されている。佐井営林署に9ヶ所1,770町歩の設定区が先ず設置されるに至つた。

- 29) 宮崎県福島地方の無願挿植（所謂漫植）については、拙稿：部分林制度の史的研究（1）——低肥高鋤西藩制度の比較—— 九大演習林報告 第18号）
- 30) 例えば大正5年7月1日付を以て下北郡佐井村大字佐井宮本よん外40人、委託代理人として一戸友徳より時の農商務大臣河野広中に部分林編入願を提出した事件など。
- 31) 改租当時から明治2,30年頃迄は青森県一般に長大な苗木を使用する慣習あり、4,5～8,9年往々にして10年生苗木を植栽したといわれるので、確証の無いものについては8年生と見做すを妥当とするということになつたのである。
- 32) 文献 21) の中 旧藩部分林＝対スル地租改正処分及国有林野法ノ規定
- 33) 文献 21) の中 無願植樹整理に関する件

(5) 官 地 民 木 林

旧藩時代の部分林及び部分林的諸関係を述べて、その現代制度への移行（特に明治時代について）あつたが）に及ぶ場合、官地民木林に言及するが当然であろう。これは旧津軽藩領に見られるもので、他には類を見ない制度である。官地民木林に対して官地官木林という奇妙な呼称さえある。

官地民木林という名称が決定された事情は十分明かでない。現状によつて見ると、金木営林署内を最多として数営林署に亙る2千数百余町の官地民木林（岩手県宮古署管内にもあるというが）と、津軽半島の日本海に面した屏風山3千3百余町のそれとは事情が大分異なる様である。金木署管内のは旧藩時の田山で水源涵養の保安林にな

っている。

然るに屏風山は、明治38年青森県から引継いだ屏風山台帳に、見継山(仕立見継山なり)、試植林、漆仕立山、水源山等諸種の名称を有しておる。又番線図、地押図等には此の外御立山の名称も見え、現在は全部一括して官地民木林になっているのである。だから屏風山以外では既に部分林として処理されたもの多く、或は漆仕立山の如く私有と認められたものさえあるのである。又明治13年青森県より引継いだ「官林事務引継演説書」西津軽郡役所保存の「屏風山境界詳細調」と題する記録等によれば、現今の屏風山台帳面における見継山又は試植林中にも其性質上官地官木たるべきものもあり、その他紛らわしいものが多々含まれている。³⁴⁾

屏風山は我国海岸砂防史上有名な所だが、その実態は藩庁の保護を受けて藩民の自費栽培によつて成つた禁伐林であるということになっている。明治以後の林政上の見地から見ると一応貸付の形態の下に処理されてきたかに見受けられるのである。

この官地民木林はなかなか複雑な内容を持ち、今に未解決の難問題を残している程であるから、詳細は又別の機会に議るべきであろう。こゝには既に述べて来た諸制度とのつながりを述べておくに止める。

34) 前掲 屏風山沿革参考資料 第2編

本稿は旧藩時代そのものよりも、明治御一新以後の変遷に多くの頁を割く結果になった。それにも拘らず両藩制度の差異とその新制度への移行を比較論的に十分明確に叙述し得たとは思えない。不備や過誤は御指摘を願いたい。参考文献は随時掲記したが、猶青森営林局に於て本題に関係を有するものとしては次の様な資料を披見する事が出来たので附記する。

青森県管内旧津軽藩林制要領 写本
旧津軽藩林制調査復命書 青森大林区署
林野沿革調査資料 大林区署
青森県旧各藩山林制度誌 10冊
旧藩ニ於ケル山林ノ名称及性質 写本
見継山一件書類 明治21年1月編冊 庶務課管理地籍係
明治13年 漆山取調書類 青森県内務部第二課
明治9—32年 漆山関係書類 青森県内務部第二課

本稿を草するに当り、資料蒐集や調査に便宜を与えられた青森営林局庶務課、鰺ヶ沢、金木、佐井等各営林署の方々に深謝の意を表する。尙本調査は文部省科学研究費によるものである。(28.6.30稿)

HISTORICAL STUDIES ON THE SYSTEM OF PROFIT-SHARING
FOREST (No. 3)

COMPARISON BETWEEN THE SYSTEM IN NAMBU-CLAN AND
THAT IN TSUGARU-CLAN

(Résumé)

Tsutomu SHIOYA

Next to Southern Kyushu, Tohoku District (North-eastern part of Japan), especially Aomori-prefecture has the largest area of profit-sharing forests in its national forest. It cannot be denied that this fact come from the ownership system and using custom of forest and range in the days of the Shogunate.

In those days Aomori-pref. was divided to two parts, territory of Nambu-clan and that of Tsugaru-clan. Under the feudal system these adjoining clans had been having very different policy in forestry.

As the profit-sharing forest system, Nambu (abb. N)-clan had "Toriwake-bayashi", but Tsugaru (abb. T)-clan had no such remarkable one. But in the latter too, several ways similar to it had been existing and planting activity vigorous. "Shitatemitsugi-yama" and "Urushi (lacquer-tree)-shitate-yama" are relatively significant. This time the writer has investigated and compared the N-clan with the T-clan in respect to the 13 points by same procedure used at former articles (See No. 18 & 19 of this bulletin).

Transition to the new system of Meiji era was described in detail. "Kanshimiteizan" in the former N-clan region and "Shishokurin" in the former T-clan were narrowly adjusted after almost 40~50 years from the beginning of Meiji era. But we can see unsolved problems are now left. For instance "Kanchiminboku" (Private stock on public land) in Tsugaru district remains unsettled, giving much difficulties to the administration of national forest.

[Supplement] Profit-Sharing Forest System Past and Present

1. Planting forestry (according to this way we grow trees to cut them when they become usable, and it's not only lumbering.) is usually managed by the land owner himself. Separation of the land owning and management in forestry is very rare. In this point the forestry is rather different from agriculture. But there are some cases of forestry on rented land. And especially profit-sharing forestry, one of these cases, is well known in Japan.
2. In Tokugawa Shogunate Period (1603—1867) profit-sharing forest system prevailed in each clan all over the country with each particular name, and it was one of very good ways of promoting the afforestation. The clan allowed people to plant trees at the suitable places by their application and its profit was shared by the clan and the planters; some times the growing-up trees were divided and other times the cash was divided. The ordinary sharing rate of the clan and the planters was 50 to 50 or about that. But the rate was decided not by talking of both sides, but by the will of the clan only. Under the feudal system this was one of the important means to strengthen the financial condition of the clan.
3. At the beginning of Meiji Era (1868—1912) the old profit-sharing forests were converted to the national forests. But for the convenience sake of the natives the modern profit-sharing forest system was newly established.

And this system was clearly mentioned in National Forest Law of 1899. After that we have had the adjustment of such forests. Now we have 100,000 acres of them. The sharing rate of profit is about 40 for the government to 60 for the planters, but it is not always so and it depends on the circumstances of the time the contract was made. Recently the usual rate is 30 to 70.

There are some places where the government plants and manages in community forests and the profit is shared at the rate of half and half. This has been done after 1920. Area at present 675,000 acres.

It is not many times that we see such an occasion when people use the method of profit-sharing in their management. But such instances are found everywhere although they are in very small scale. Pulp and paper manufacturing industries have begun to get planting areas by this method for securing their future materials.

Lately, the Special Temporary Afforestation Law was issued. According to it, in case the owner dares to leave the cut area without planting, anybody who desires can use that place for plantation. In that case, the law admits the latter to have the surface rights and to share profit.

4. There are some people who have desire of planting, labor and capital for it without land, while there are some who own lands without planting.

Changing the ownership of lands has the great social problem, I mean the big trouble is surely caused by such a changing.

The land of Japan has become smaller, and the more precious it is. Moreover the lands which need planting have increased owing to the destructive cutting which lasted more than twenty years. Rented land forestry in which the rent is annually paid, is difficult to be realized because of its special character.

Profit-sharing forest system is very worthy as the easiest way of encouraging people to plant trees.